

フンボルトにおける大学と 教養

斉藤 渉 (大阪大学言語文化研究科)

哲学者フンボルト?

T. ボルシェ:「フンボルトを哲学者の中にも含めるのはそれほどよくあることではない。またフンボルト自身、自分が哲学者だとは考えてもいなかった。」(T. Borsche, *Wilhelm von Humboldt*. [Beck'sche Reihe Große Denker] München 1990, p. 12)

思想史上の人物の2つのタイプ: 水源(オリジン) 遊水地

1. プロイセン教育改革とフンボルト

ヴィルヘルム・フォン・フンボルト (Wilhelm von Humboldt, 1767-1835)

1767年6月22日、プロイセン新興貴族の長男としてベルリン近郊のポツダムで生まれる
(二歳年下の弟:アレクサンダー・フォン・フンボルト)

家庭教師による教育

J.H. カンペ (18世紀ドイツの代表的教育理論家)

G.J.C. クント ベルリンの代表的知識人との交流

J.J. エンゲル (論理学・形而上学) C.v. ドーム (国民経済学) E.F. クライン (自然法): ベルリン水曜会の会員

大学進学

1787年秋: 兄弟でフランクフルト・アン・デア・オーダー大学に在学

1788年春: ゲッティンゲン大学 (ハノーファー選帝侯国) に2学期在学

カント哲学

1788年以降、5年ほどの間に少なくとも3度にわたりカントの全著作を通読

(1) 1788年夏から1789年、(2) 1791年夏、(3) 1793年秋

哲学におけるカントの著作 法学におけるユスティニアヌス法典 (1793年の書簡)

パリ滞在 (1797-1801年) 中、『永久平和について』仏訳 (1796) により関心が高まった際、カント哲学について講演

カント哲学のインパクトを受けた最初の世代 (1767年生)

敗戦とベルリン大学

1802年: ローマ教皇庁プロイセン公使に就任

1806年10月: イエナ・アウアーシュテットの戦い (ナポレオン率いるフランス軍に大敗)

1807年7月: ティルジット講和条約

対仏賠償金: 1億2000万フラン (約3200万ライヒスターラー) 領土は約半分

大学: ハレ、エアランゲン、エアフルト、ミュンスター、パーダーボルン、デュースブルクを喪失
フランクフルト・アン・デア・オーダー、ケーニヒスベルク、ブレスラウのみ残る

1807年8月：ハレの大学教員らが国王フリードリヒ・ヴィルヘルム3世に対し、大学のベルリン移転を求める請願
国王：「我が国は、物質的な力において失ったものを精神的な力で補わなければならない」

プロイセンの改革

「シュタイン・ハルデンベルク改革」：国家体制の抜本的な建て直し、官僚層主導による「上からの改革」

- ・ 農地改革：農奴制の廃止、土地取得の自由化
- ・ 都市改革：同職組合の廃止、職業選択の自由化、自治制度導入
- ・ 行政機構改革：管轄の明確化、5つの省（内務、外務、軍事、財務、法務）を設置

國務会議（Staatsrat）：各大臣のほか局長クラスにも審議・表決の権限を与える方針 実現せず

宗教・公教育局

1809年2月10日：フンボルト、内務省の宗教・公教育局（Sektion des Kultus und des öffentlichen Unterrichts）局長に任命

宗教・公教育局の主要業務：

1. 宗教・公教育局自体の制度を整備すること
2. 学校計画を策定し、教育の計画および方法を規定すること
3. 財政管理を建て直し、教員や聖職者の給与を安定させること（FG IV, 45）

教育改革の「失敗」

- ・ 教育行政だけでなく宗教行政も担当：聖職者の教育行政への関与 教育の近代化を阻むことも
- ・ 地方ごとの行政機構が不統一、一局長のもちえた権限には限界あり
- ・ 内務大臣のもとで独立した権限がない 國務会議の設置見送り

1810年4月29日：フンボルト、辞職願、1ヶ月ほど後に受理、6月に引き継ぎ（1年半あまりの在職期間）

1810年9月29日：ベルリン大学創設時にはすでにウィーン大使に着任

2. 教育制度論の骨格 2つの「学校計画」

テキストの性格

「学校計画」の策定：宗教・公教育局の主要業務の1つ 2つのテキストが現存

「ケーニヒスベルクの学校制度に施すべき改革について」（以下「ケーニヒスベルク学校計画」）

「リトアニアの学校制度整備計画に関する卑見」（以下「リトアニア学校計画」）

1809年9月27日の署名。地方政府の教育関係者による学校計画案に対してフンボルトが自らの見解を示したもののシュブランガーが再発見し、1920年アカデミー版全集第13巻に収録

3つの区分

「教育には原理的（philosophisch）に3つの段階しかありえない」（FG IV, 169; cf. FG IV, 190f.）

基礎教育（Elementarunterricht）

学校教育（Schulunterricht）

大学教育（Universitätsunterricht）

基礎教育： 「思考を理解し、発表し、書きとめ、書きとめられたものを解読する」能力の育成 (FG IV, 169)
「読み書き、ごく単純な数と量の関係、母語の基本的規則」を教える (FG IV, 242)

学校教育： 「第一に学習そのもの、第二に学習の学習という二重の課題」をもつ (FG IV, 170)
「素材 (Stoff)」： 教師が生徒に授ける個々の知識 「将来どんな素材でも集められる」能力

大学教育： 「したがって、基礎教育が教師というものをまずもって可能にするのだとすれば、学校教育は教師を不用にする。だから、大学の教師はもはや教師ではなく、学生ももはや学習者ではない。学生は自分で研究するのであり、教授はその研究を導き、手助けするだけである。大学教育は学問の統一性を把握し、産み出す能力を与えるのだが、それゆえに創造する力を要求する」(FG IV, 170)

基礎教育・学校教育・大学教育の3段階： 学習者が徐々に能動性と自律性を獲得していくプロセス
教育機関にも三つの区分のみを認め、混合的形態を排除 (cf. FG IV, 171)

学校教育と一般的人間教育

一般教育 / 特殊教育 (職業教育)： 混在させることに反対 効果的に職業教育を行なうためにも必要

一般的人間教育 (allgemeine Menschenbildung)

国家が国民のために運営するあらゆる学校は一般的人間教育を目的としなければならない

「実社会やさまざまな職業が求めるものは、別個に、一般的教育が終了した後で習得されなければならない [...] 一般的教育では、さまざまな力 (Kräfte) 言い換えれば、人間自身を強め、純化し、整えることが目的となる。特殊的教育では応用技能が身につくにすぎない [...] 一般的教育は人間全体にかかわる」(FG IV, 188)

一般的 (allgemein) の意味 (1)： × 「幅広くさまざまな知識を獲得する」(知識の量)
「どのような人間にも必要な能力を育成する」(教育を受ける人間の範囲)

古典語教育と「形式的陶冶」

従来の学校教育が古典語 (特にラテン語) 偏重であったことを批判

数学や経験的知識も重視すべき。知的教育だけではなく体育や美的教育も。

それでも古典語は最も重要な教育内容： 「形式 (Form)」の概念

「ケーニヒスベルク学校計画」:

「言語の形式が形式として理解されなければならない、この目的には母語と異質な死んだ言語のほうが適している
「例外なくどの生徒も」ラテン語とギリシア語を学ぶべき (FG IV, 176)

「リトアニア学校計画」:

「ギリシア語を学んだことは家具職人にとって、学者が機の作り方を学ぶのに劣らず役立つことだろう。もっとも、あらゆる形式の訓練は何らかの素材によらなければならないので、素材の選択についてはいくらかの余地が残る」(FG IV, 189)

形式 > 素材

素材 (Stoff): 個々の学習の内容

形式 (Form): さまざまな素材に共通する基盤となるもの

形式的陶冶 (formale Bildung) の理論

18 世紀末の教育言説に登場 啓蒙主義の教育学: 実生活の要求に即した有用な人材の育成、古典語教育重視を批判

古典語学習: 特定の職業に限定された効用ではなく、思考や判断の能力を養うという一般的目的のために有効かつ必要

「形式的効用」: 個別の内容 (= 素材) に限らず、むしろあらゆる内容を包摂する能力 (= 形式) の涵養

(Cf. Erich Lehmick, *Die Theorie der formalen Bildung*. 1926: 18 世紀末、数学 (ヴォルフ) から言語への転用が生じた)

一般的 (allgemein) の意味 (2): 「形式の優位」

「あれとかこれを学ぶことではなく、学ぶことを通して記憶力が鍛えられ、悟性が鋭敏になり、判断が矯正され、道德感情が細やかになること」こそ重要 (FG IV, 217)

「言語教育に関して宗教・公教育局が普及させていく方法は、たとえ言語それ自身を忘れてしまっても、いったん開始した学習が一生を通じて後々まで価値を失わずに、記憶力が鍛えられるだけでなく、悟性が鋭敏になり、判断の吟味や一般的な見識の獲得にも役立つような方法である」(FG IV, 220)

新人文主義と試験制度

古典語教育 理念と現実の乖離 市民が備えるべき必須の教養 (イデオロギー的機能)

厳格な試験の実施

教育を受ける側の進級・進学

教育を受ける側の就職・昇任 試験による資格審査が不可欠の条件 (FG IV, 185f.; 220, 228f.)

教師 (とりわけギムナジウムの教師) の社会的威信は飛躍的に高まる

3. 大学と 教養 「内的・外的組織」の構想

成立年代と受容史・影響史の問題

「ベルリンに設置される高等教育施設の内的および外的組織について」

- ・ 未完の草稿 (アカデミー版で 10 ページ)
- ・ 成立時期は未詳 (推定も 1809 年 12 月から 1810 年夏までの幅あり)
- ・ 1896 年抄録 (前半のみ) 1900 年全文刊行、1903 年アカデミー版に全文収録

はたして影響をもったのか?

パレチェク (2001) 「19 世紀ドイツの大学で『フンボルト・モデル』は広まっていたか?」 フンボルトの影響を否定

大学についての言説

1790 年代の啓蒙主義者たちによる大学廃止論 (cf. 斉藤 (2007))

- ・ 大学は旧時代の遺物、実用性・有用性を欠く、時間と金と才能の浪費、悪習の温床、風俗の退廃、等々
- ・ 特定の目的(職業教育)に特化した、より実用的な教育施設の設定を提唱(「大学」の名称を避ける)
- ・ 小都市 vs. 大都市

ベルリン大学の構想

- ・ J.B. エアハルト「高等教育施設の設定と目的について」(1798、公刊1802)
- ・ J.J. エンゲル「ベルリンの大規模教育施設設立に関する建議書」(1802)
- ・ 1807年の対仏敗戦後に多くの意見書・構想・著作が発表される
 - フィヒテ「演繹的プラン」(1807、公刊1817)
 - フィヒテ「ドイツ国民に告ぐ」(1807/08)
 - シュライアーマッハー「ドイツの意味での大学についての随想」(1808)
 - シュテフェンス「大学の理念についての講義」(1808/09)
- ・ フンボルトの局長就任：1809年2月
 - 「フォン・フンボルト氏は、ベルリンに予定されている大学の計画と取り組んでいます。現在、彼が一番気にかけている仕事です」(1809年3月25日付ズーフアーンのシュッツ宛書簡)

「大学」という名称

「陛下には、『大学』という名称も弁明を要しないでありましょう。この名称が示しているのは、いかなる学問も排除されず、この教育施設が学位を授与するということにすぎません。それ以外の旧弊や不都合はいうまでもなく取り除かれます」(FG IV, 31:「建議書」(第1稿))

「宗教・公教育局は、この一般的教育施設に旧来の『大学』という名称を付与する許可を陛下に求めるものです。[...]この名称なく、また学位を授与する権限もないならば、国外からの子弟はほとんど見込めないでしょう」(FG IV, 115f.:「建議書」(第2稿))

ベルリンの利点

1. 外国への影響:「ベルリンに大学を設立するか、国外の学生も惹きつけるような輝かしい大学をまったく諦めるかの二つに一つしかありません」(FG IV, 31)
2. すでにベルリンにはさまざまな施設や人材があること
3. すでに存在している医学教育施設 学部の分断は学問の発展を阻害する

学問と教養 「孤独と自由」

Bildung: 動詞 bilden (形成する・形づくる) およびその再帰形 sich bilden (自らを形成する・形づくる) の名詞形
教育、陶冶、教養、形成(人間形成・人格形成・国民形成)などの訳語が可能

* 教育(Erziehung) 文化(Kultur) 啓蒙(Aufklärung)などの語とも関連する意味内容をもつ

孤独と自由

「これらの[高等教育]施設が目的を達成できるのは、一つ一つの施設が学問(Wissenschaft)の純粋な理念と対峙する場合だけであるから、孤独と自由(Einsamkeit und Freiheit)こそがその領域内で指導的な原理となる」(FG IV, 255)

- ・ 純粋: 社会や国家(学問・大学にとっての外部)による要求や介入を捨象した

自己の活動に責任をもち(= 孤独) 他からの干渉を受けない(= 自由)

「このこと[大学における知的活動の維持]は国家がなすことではないし、国家にはなしえないということ、それどころか、国家が介入するやいなや、むしろ邪魔にしかならないということ、事柄それ自体は国家などないほうがはるかにうまく進むであろうことを、国家はよくよく承知しておかなければならない」(FG IV, 257)

・ 国家無用論? (Cf. FG IV, 260)

「それら[高等教育施設]の本質は、内的には、客観的な学問(Wissenschaft)を主観的な教養[陶冶](Bildung)と結合すること、外的には、終了した学校教育(Schulunterricht)を、自己の管理のもとで始めた大学での研究(Studium)と結合すること、言い換えれば、学校教育から大学での研究への移行をもたらすことである。とはいえ、一番重要な観点が学問であることに変わりはない。というのも、学問が純粋な形で存在していれば、まれに逸脱が見られるにしても、全体としては自ずと正しく把握されるものだからである」(FG IV, 255)

なぜ学問がかくも重要なのか?

「心の内から生じ、心の内へと植えつけられた学問だけが、性格(Charakter)をも改造(umbilden)しうる。人類にとってはもとより、国家にとっても、重要なのは知識や言葉ではなく、性格と行為(Handeln)なのだ」(FG IV, 258)

最終的には「実践」の言説

学問の本質的な完結不能性 「研究と教育の統一」

「教師と生徒の関係もこれまでとはまったく異なったものになる。教師は生徒のために存在するのではなく、両者は等しく学問のために存在する」(FG IV, 256)

「したがって、基礎教育が教師というものをまずもって可能にするのだとすれば、学校教育は教師を不用にする。だから、大学の教師はもはや教師ではなく、学生ももはや学習者ではない。学生は自分で研究するのであり、教授はその研究を導き、手助けするだけである。大学教育は学問の統一性を把握し、産み出す能力を与えるのだが、それゆえに創造する力を要求する」(FG IV, 170 再掲:「ケーニヒスベルク学校計画」)

フンボルトの教育3区分: 機能と構造の分化

基礎教育: 学習の前提条件の確保	基礎学校
学校教育: 一般的能力の習得、「学習の学習」	進学課程学校
大学教育: 研究と教育の統一	大学

Cf. フィヒテ/シュライアーマッハー: 「学習の学習」の段階を大学に対応させる

学問の完結不能性

「つねに学問をいまだ完全には解決されていない問題としてあつかい、それゆえつねに研究を続ける」(FG IV, 256)

「学問をいまだ完全には見出されていないもの、けっして完全には見出しえないものとしてとらえ、そのようなものとして学問を探求し続ける」(FG IV, 257)

- ・ 教育: 教師から生徒に伝達可能な、完成した知識の形態を前提とする
- ・ 学問: 完成していない以上、教育は不可能、研究し、探求し、創造することが必要となる
情報の収集・整理、研究の問題設定、研究方法の立案、調査・自己検証の遂行
啓蒙の課題としての「自ら考える」ことの実践?

経済政策・対外文化政策としての大学設立

出資者(国王)への説明責任

対仏賠償金：1億2000万フラン(約3200万ライヒスターラー)

ベルリン高等教育施設関連の概算要求：15万ライヒスターラー(うち大学関連が約6万ライヒスターラー)

経済効果：

「大学に用いられた資金はすべて国内で使用される。また、間違いなく1000名程度のそれなりに裕福な学生が見込まれるので、ベルリンの大学によって商取引も盛んとなり、ベルリンの町にとってももろもろの意味で利益となる」(FG IV, 274)

「大学に用いられた資金はすべて絶えず流通に戻り、国内でのみ使用されます」(FG IV, 290：国王宛一般業務報告)

対外文化政策：

「学校やギムナジウムは、それをもつ国にとって莫大な利益をもたらすものです。しかし、大学だけが国境を越えた影響力をその国にもたらし、同じ言語を話す民族全体の教養に作用しうるので。もし陛下がこの施設[ベルリン大学]の設立を正式に確認し、その実行を保証なさるのであれば、陛下はふたたびドイツにおいて教養と啓蒙に関心をもつすべての人に深い感謝の念を抱かせることになるでしょう」(FG IV, 30：「建議書」(第1稿))

「今やドイツのほとんどの大学が凋落しています。深く徹底した精神は、学問と技芸においてドイツ民族が他の民族に勝っている点ですが、それは大学によってのみ維持されうるものです。ですから、ベルリンに設立予定の大学が実現すれば、陛下の治める国土の境界をはるかに越えた功績となることでしょう」(FG IV, 233：国王宛宗教・公教育局報告)

「プロイセンは、学問と技芸を手厚く振興させる以外に他に抜きん出る手段をもたず、いかなる国家もこれ以上に高貴な手段をもたない。そして、国外における尊敬の念は国家が第一に考えなければならないことである以上、この究極目的のために国力を大幅に割くことは政策的にも正当化しうる」(FG IV, 274)

「プロイセンのように、国家が不幸にもこれまでとまったく違う状況に置かれた場合、何らかの方法でふたたび諸国の注意を自らに向けさせ、何らかの点で抜きん出る努力をすることが必要だと思われる。啓蒙と学問の振興によってプロイセンはいつも尊敬を勝ちとってきたが、この尊敬を増し、外国の賛同を取りつけ、政治的にもまったく無害な方法でドイツにおける精神的権威を獲得することは容易であろう。こうした権威は、さまざまな点できわめて重要になりうるものである」(FG IV, 300)

フンボルトの大学改革 略年賦

1806

- 10/14 イエナ・アウアーシュテットの戦い
- 10/17 フランス軍、ハレを急襲、数日後、ナポレオンはハレ大学の閉鎖を指示
- 10/27 ナポレオン、ベルリンに進駐

1807

- 01/06 プロイセン王室、ケーニヒスベルクへ
- 07/09 ティルジット講和条約：プロイセン、領土の半分を失い、1億2000万フランの対仏賠償金
エアランゲン、エアフルト、ミュンスター、パーダーボルン、デュースブルクの大学が失われる
- 08/10 国王：「我が国は、物質的な力において失ったものを精神的な力で補わなければならない」
1807年秋から1808年までに13の意見書
- 09/04 高等教育施設設立に関する政令（パイメが担当）後のベルリン大学教授陣が自主的に講義を開始

1808

- 01/16-17 プロイセン王室、メーメルへ
- 11/24 政令（「国務会議（Staatsrat）」の設置 実現せず）

1809

- 02/10 ヴィルヘルム・フォン・フンボルト、政令により内務省の宗教・公教育局長に任命される
- 02/28 局長の業務開始（ベルリンから）
- 03/25 「フォン・フンボルト氏は、ベルリンに予定されている大学の計画と取り組んでいます。現在、彼が一番気にかけている仕事です」（ズーフアーンのシュッツ宛書簡）
- 04/13 フンボルト、ケーニヒスベルクに到着
- 05/12-14 「ベルリン大学設立建議書」（第1稿）
- 07/24 「ベルリン大学設立建議書」（第2稿）
- 08/16 政令（ベルリン大学設立決定、ハインリヒ王子の城館を譲渡）
- 08/28 会議、「ベルリン大学設立のために召集される会議のための私案」
- 09/27 「ケーニヒスベルク学校計画」、「リトアニア学校計画」
- 09/28 内務大臣ドーナ、一部講義の暫定的開始を許可（旧ハインリヒ邸）
- 11/02 シュマルツ、ローマ法、ドイツ法、経済学の講義を開始
- 11/18 ヴォルフ、アリストファネスとギリシア喜劇についてラテン語で講義開始
- 11/22-24 シュライアーマッハー、キリスト教倫理学と解釈学の講義を開始
- 12/05 フィヒテ、哲学の技術について講義
- 12/23 プロイセン王室、ベルリンに戻る

1810

- 03/31 政令（国務会議の設置を中止）
- 04/29 フンボルト、辞職願
- 05/23 「一般業務報告」（フンボルト、09/29の開学を申請）
- 05/30 政令（09/29の開学を承認）
- 06/03 大学設置のため、委員会が発足
- 06/14 政令（フンボルトをウィーン大使に任命）
- 06/23 フンボルト、ニコロヴィウスに職務を引継ぎ
- 09/29 ベルリン大学設立
- 10/10 大学の評議会設立、以後、徐々に講義が開始される

* フンボルトの著作からの引用（FG）： Wilhelm von Humboldt, *Werke in fünf Bänden*. Hrsg. von Andreas Flitner und Klaus Giel. Bd. IV: Schriften zur Politik und zum Bildungswesen. Stuttgart 1964 [⁴1993]